17.08.22

田中久雄

（資料1）

参議院改革の青写真

衆議院選挙が比例代表制に移行した場合の衆議院の予想される変容

○ 一党で過半数の議席を確保するケースが少なくなり、連立政権が常態になることが予想される。

○ 対決型政治からコンセンサス型政治へ移行が予想される。

○ 政党間のチェック・アンド・バランスが働くことが予想される。

⇩

参議院に期待される役割の変化

○ 衆議院の従来言われている抑制、チェック機能としての役割の低下

○ 抑制、チェック機能に代わる新たな役割の模索が必要

○ 新たな役割が存在しなければ、二院制の存立理由が失われる恐れがある。

⇩

期待される参議院の新たな役割

○ 6年の任期と解散がない利点を生かし、国政に関する基本的、長期的、総合的な法律や計画等について、政府への勧告、提言及び自ら政策立案を積極的に行う。

（例：少子高齢化問題、共生社会問題、年金・保険問題、エネルギー問題等）

○ 国政について、基本的、長期的、総合的見地からの法案審査、政策執行等のチェックや見直しを重点的に行う。この場合、衆議院からの送付案件については、重要なもののみ慎重審議を行い、引き続き「再考の府」の役割を維持する。

○ 衆議院からの送付案件で問題が少ないものは、衆議院の判断を尊重して簡略化した処理を行う（委員会審議の省略など）ことにより、新たな参議院としての役割に集中する。

⇩

新たな役割を遂行するために求められること

○ 新たな役割にふさわしい、各分野における学識経験が豊富な議員によって多くが構成されることが求められる。

⇨ **学識経験が豊富な議員が選出しやすい選挙制度の改革**

＊（資料2）参照

○ あらたな役割にふさわしい委員会の再編や運営が求められる。

⇨ **国会法や参議院規則の改正による委員会等の集約再編**

従来型の委員会等の運営方法の改善

新たな役割をサポートする議員スタッフや事務局の充実

＊（資料3）参照

⇩

衆参両議院の役割分担を考慮した制度・運営の一体的改革が必要

17.08.22

田中久雄

（資料2）

新たな役割に応じた選挙制度の改革

学識経験の豊富な議員が選出しやすい選挙制度

全国区制

○　全国一つの大選挙区制は、業界団体や利益団体、労働組合、宗教団体等の組織票か、タレント等の知名度の高い候補者が有利になる。

○　全国一つの比例区制であっても、非拘束名簿式であれば同じ結果となる。

○　全国一つの比例区制で拘束名簿式とした場合は、各政党の名簿作成方針に左右される。

都道府県選挙区制

○　都道府県等の狭い選挙区制は、地域代表的な性格が強くなり、地元利益に関心が向きやすい。

○　狭い選挙区制の場合は、学識経験の豊富な候補者を選出できる可能性が低くなる。

○　一人区が多くなることは死票を増やして民意を反映しないばかりか、選挙区間の一票の較差の是正問題にたえず付きまとわれる。

全国区と都道府県選挙区の並立制

○　それぞれの問題点が並存したままで解消されない。

全国ブロック制

○　上記両者の中間的な全国ブロック制が中庸を得て、比較的期待される議員が選出される機会が高いと思われる。

○　この場合、全国をいくつのブロックに分割するかは大きな課題であり、分割の仕方によっては全国区制あるいは都道府県選挙区制の弊害が強まる恐れがある

○　さらに課題となるのは、仮にブロック制を採用した場合に多数代表制にするのか比例代表制にするのかという点である。

後者は拘束名簿式と非拘束名簿式などに分かれるが、参議院においても政党制をどれほど重視するか否かによって判断が異なると思われる。

ただし、多数代表制の場合は、特定の候補者に票が集中して、政党得票数と議席獲得数が大きくかい離することも考えられ、また、拘束名簿式比例代表制の場合は、名簿順位が政党の方針で左右されるばかりでなく、当選後の議員活動においても政党の意向に沿う傾向になりがちになる懸念がある。

なお、いずれの比例代表制においても、個人で立候補できる余地は確保しておくことは必要であろう。

ブロック多数代表制

ブロック比例代表制（拘束式）

ブロック比例代表制（非拘束式）

ブロック比例代表制（半拘束方式）

（注）　半拘束式

候補者に順位を付けるが、有権者は政党又は候補者に投票し、あらかじめ政党が定めた方法により、政党票を候補者に按分して得票数の多いもの順に当選する。

17.08.22

田中久雄

（資料3）

参議院の組織・運営の改革

参議院の新たな役割に応じて、次のような組織や運営の改革を行う。

法案等調整委員会（仮称）の新設と従来の委員会の集約再編

衆議院から送付された法案等のうち、参議院の役割にふさわしい法案等だけを重点的に審議し、その他のものは簡易な処理を行う。現在は、少ない議員数で衆議院とほぼ同じ数の委員会に所属していることから、一人で平均3～4の委員会等（常任委員会、特別委員会、審査会、調査会）を兼務するが常態化しており、充実した審議が期待できない状況にある。

簡易処理を行うか否かの選別を行う委員会として法案等調整委員会を新設する。

また、従来の衆議院と同様な各省の分野別の委員会及び特別委員会を統合し、法案等調整委員会から送付された案件をより幅広い観点から審議が行えるように、これまでの調査会の設置例を参考にしながら、少数の委員会に集約再編する。必要に応じて、委員会の中に特定のテーマについて審議する小委員会を設置する。

＊（参考資料1）及び（参考資料2）参照

（分野別委員会の集約再編例）

○議院運営委員会

○予算・決算・行政監視委員会

○財政・経済に関する委員会

○国民生活に関する委員会（労働・福祉・医療・年金等）

○日本の安全に関する委員会（外交・防衛・警察等）

○社会環境に関する委員会（環境、エネルギー、建設、交通等）

○人づくりに関する委員会（保育、教育、文化等）

○懲罰委員会

党派性を薄め、専門性を高める運営

○参議院からは大臣・副大臣・政務官は出さない。

○参議院議員に対しては、政党はできるだけ党議拘束をしない。

○議員は原則として、委員会定数に配慮しながら、自ら希望する専門分野の委員会に所属することができる。

○議席数による党派別の質問時間等を見直すとともに、議員間の議論を活発化させる。

○アメリカ議会の聴聞会を習い、幅広く民間の各種機関、専門家や実務家などからのヒアリングを活発化させ、将来の日本社会に関する長期的、総合的な課題に重点的に取り組む。

その他

○定数削減により議員一人当たりの存在価値を高めることも検討する。場合によっては、参議院の縮減された定数を衆議院の定数増に充てることも考えられる。

○委員会再編や議員定数削減により一委員会当たりの議員スタッフ、政党スタッフ、事務局スタッフの統合充実を図る。その際は、できるだけそれぞれの分野に精通する知識・経験を有するスタッフを配置する。